

勤務した時期の翌年の一八七三年にはヨーロッパのハブスブルク帝国の首都であるウィーンで世界万国博覧会が開かれました。そしてその世界万国博覧会には明治政府が初めて参加をし、そして日本からも存じのように名古屋城の金のしゃちほこが展示されるような時期でした。また明治維新の後のいろいろな不平等条約を改正したり、あるいは日本国憲法をつくるので岩倉使節団が一八七二年にちょうどヨーロッパにおいて、ウィーンの世界万国博覧会にも行きました。そして日本ではこの万国博覧会の最高責任者が大隈重信侯であったということです。

そういう面では、ジョセフ彦が生きた時代というのは非常に大きな歴史的な激動期であったということがいえるだろうと思います。非常に広い視点を持ったジョセフ彦が一体どういう役割を果たしたかという点で、この時期の彼の役割を考えると、いろいろと夢が膨らむような思いで、このジョセフ彦についてのパンフレットその他を私自身は読んでいただけです。

本日は東京大学名誉教授の内川芳美先生並びにジョセフ彦記念会会長の近盛晴嘉先生のご講演をいただきます。非常に有益なお話が伺えるものと思ひ、楽しみにしております。簡単ではございますが、早稲田大学図書館を代表してひと言ご挨拶申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)

司会

ありがとうございます。

それでは講演に入らせていただきます。内川先生よろしくお

願ひいたします。

近代日本の新聞ジャーナリズム

○内川芳美東京大学名誉教授

すっかり風邪をひきまして、お聞き苦しいと存じますがお許しただきたいと思ひます。

話に入る前にひと言申し上げたいがございます。きょうの会はジョセフ彦の没後一〇〇年記念の講演会でございます。彦については、いま酒井先生から簡単にアウトラインのご紹介がございました。なお、私の後に皆様ご期待の近盛さんのお話がございます。そこでさらに詳しくお話があると思ひますが、彦は播磨国、つまり現在の兵庫県の在の一介の百姓の息子でございました。一三歳のときに漂流して米船に救助されアメリカへ渡りました。その彦が日本に帰って、『海外新聞』を創刊し、そしてその他当時の日米交渉、あるいは明治初期の日本の国づくりにかかわる仕事に従事しました。そういう彦の仕事に早くから光を当て、今日の没後一〇〇年の記念行事にまで結びつけてこられたのは、ほかならぬ近盛さんであります。

私は近盛さんと四〇年来のご交誼をいただいている者です。そのきっかけも彦でした。近盛さんのきょうの講演の題は「ジョセフ彦研究六〇年」とあります。たしか近盛さんはことし八七歳になられるはずで、六〇年と申しますから、単純に



内川芳美東京大学名誉教授

引き算をしますと二七歳から彦にかかわられたということになります。近盛さんのように彦というひとりの人物に文字どおり打ち込んだ生涯を六〇年間続けてこられたような人を得たというのには、彦には実に幸いなことであつたと思わざるを得ない気持ちでございます。同時に、近盛さんは彦に六〇年間も打ち込んできた、文字どおり彦の表も裏もすべて知り抜いた人でありますが、いわば自分の生涯をかけて情熱を注ぐ対象を得られたという意味では近盛さんもまた幸せな方ではなかつたらうかと思ひます。

彦の業績を世の中に紹介し、そしてこのようにして多くの方と没後一〇〇年のことし改めて彦の業績を振り返る機会をつくる仕事をなさつてこられた近盛さんに対して、私は心から敬意を表したいと存じます。この点は皆様も恐らく同意見、同じお考えだと思ひます。大変失礼ですが、この機会に皆さんの拍手をもつて近盛さんのこれまでのご努力をたたえたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。（拍手）

どうもありがとうございます。

さて、私の話は「近代日本の新聞ジャーナリズム」という表題を掲げました。近盛さんのお話のいわば前座を務めるつもりで話を進めてまいる所存です。

日本の新聞ジャーナリズムを考へるときに、私は世界の中の日本の新聞ということを念頭に置きながら、お話ししてみたいと思ひます。先ほど酒井先生から一八五〇年の世界についてお話

しただきまして、改めて当時の日本の置かれた世界的な位置というものと彦を結びつけて考える契機を与えていただいたわけですが、それにあやかっただけで当時の世界の新聞の話から申し上げてみたいと思います。

新聞というのは近代の生んだ最初のマスメディアであります。このマスメディアとしての新聞が世界に登場したのは、歴史的には一七世紀のヨーロッパです。最初はウィークリー、週刊新聞でした。それからやがて日刊新聞が出ます。この日刊新聞が出現するのは、国によって多少のデコボコはありますが、週刊紙の形の最初の新聞が現れてから約一〇〇年後、大体一八世紀の出来事でした。

一八世紀に日刊新聞が相次いで当時の先進地域であるヨーロッパ、アメリカで登場していくわけですが、これは当時の初期近代社会の展開とともに商業の活発化、交通の発達、あるいは都市の発達というを通して、情報に対するニーズが社会的に高まる。そして一週間に一ぺんではなくて、毎日情報を伝えるようなメディアを社会が必要とするような条件が整ってきたということによるものだろうと考えられます。

ところで日本はどうでしたでしょうか。この日本に新聞が初めて登場したのは、一八六一年の『ナガサキ・シッピング・リスト・エンド・アドバタイザー』という英語新聞で、イギリス人のアンドリュー・ハンサードという人物が創刊したのですが、半年後ぐらいに横浜に引越して『ジャパン・ヘラルド』

とタイトルを変えて横浜で発行を続け、当時の開国初期の日本に少なからぬ影響を与えます。しかしこれは居留地の外国人を対象にした外国語による新聞でした。もちろんやがてはそれが翻訳されて読まれたりすることを通じて日本人にも影響を及ぼしていくことになるのはいうまでもありません。

続いて翌一八六二年、当時の幕府の、いまの言葉でいえば外国事情研究所というようなものに当たりましたか、蕃書調所というところから『官板バタビヤ新聞』というものが出ました。

「官板」というのは幕府が発行したもの、つまり当時の政府が発行したものという意味です。この「バタビヤ新聞」というのは、当時のオランダ領の東インド、現在のインドネシアのジャカルタで出ていたオランダ語の新聞に載っていた日本関係の記事をピックアップして、それを翻訳した新聞です。新聞といっても、これは半紙を二つ折りにして片一方を和綴じにした冊子型の本のようなものです。また事実、本のような感覚で当時の人は受け取ったようです。

その次に現れたのが日本にいた外国人による日本語新聞で、この最初がジョセフ彦の『海外新聞』です。この当時は、一般の日本人に新聞発行は許されていず、幕府つまり政府か、治外法権のある外国人に限られていました。ジョセフ彦は日本人ではありませんが当時アメリカの国籍を持っていました。つまり法律上は外国人の身分を持っていた。そういう身分であったから新聞を発行する活動が可能であったわけですね。

彦の『海外新聞』は、その前の二つのタイプの新聞とは違つて、日本人のために新聞をつくるという意識のもとにつくられた新聞という意味で、実質的な意味での新聞の最初と呼ぶことができるでありましょう。その点を近盛さんは早くから着目して、何とかして彦の事績を世の中に知らせ、正当な評価を与えたいという一念で今日まで努力をされてきたわけであります。

さて、日本に新聞が登場した一八六一年は、ヨーロッパの新聞が一七世紀の初めに現れてから約二百四―五〇年後のことでした。しかし一八七一年に横浜に『横浜毎日新聞』という日刊新聞が現れます。最初に長崎に英語の新聞が現れてから、わずか一〇年後に、ヨーロッパでは新聞の登場から一〇〇年経つてやっと現れた日刊新聞が早くも登場しているということであります。

日本は近代化に遅れをとり、ベルリの来航という外圧によつて長い間の鎖国を解いて初めて近代化が本格的にスタートしたわけです。そのため、新聞もヨーロッパ、アメリカの新聞に比べて約二世紀半遅れてスタートしましたが、これは、いま申しましたような、日本の近代化の後発性、後進性からきたものであったわけであります。しかし、新聞のその後の急速な発展は、幕末期の日本に日刊新聞という形式で情報を伝える、あるいは情報を入手する必要、社会的なニーズが内在的には一定程度高まっていた、そのことが早期の成長を可能にしたというふうに理解すべきではないかと考えております。

ジョセフ彦一〇〇年祭記念講演（内川芳美・近盛晴嘉）

さて、日本の新聞は、その後、明治・大正・昭和というふうな日本の社会の近代化過程と並行して歩みを続けていくわけですが、きょうお話をする「近代日本」ということの意味は、ここでは明治維新から一九四五年、第二次世界大戦終結までの日本というふうな时期的には考えたいと思つております。そういう近代日本の新聞ジャーナリズムというものは一体どういう特徴を持っていたらうかと、それについて若干考え方を申し上げてみたいと思います。

ヨーロッパでは一七世紀に近代新聞が登場し、そして一八世紀、一九世紀、二〇世紀と展開していくわけですが、近代の新聞ジャーナリズムの形が整う時期というのは、私の考えでは、後でも申し上げますように、一九世紀の後半から第一次世界大戦を挟んで二〇世紀の三〇年代にかけてのことで、この時期に今日の新聞、あるいは新聞のあり方、あるいはあるべき姿としてイメージされる新聞の原型、新聞ジャーナリズムの原型、別のことはいえば理念型ができたというふうには私は見えております。

そのような意味における理念型としての近代新聞ジャーナリズムの成立条件として幾つかのことが指摘できると思われます。それを簡単に申上げてみることにします。

その第一は、言論・出版の自由の原理とその制度的確立という条件です。これがなければ近代ジャーナリズムというものはいふに十全の姿で成立することはできない、形成されないということ

になります。

いままら申し上げる条件の順序は不同ですけれども、二番目には新聞の活動の独立性を担保する企業的な基盤の確立。第三は、新聞の基本的なスタンスとしての独立性の確立、四番目は、言論報道における客観主義の確立。

五番目に、新聞及び新聞ジャーナリストにおける公共性の高い専門的な職業としての職業意識の確立。そしてもう一つ挙げれば、一定の規模の読者層の形成です。

いろいろの言い方ができると思いますが、少なくともこのような六つの条件が近代ジャーナリズムの成立には必要だと考えます。

それでは日本の場合にこのような条件は一体どのように整っていたのか整っていなかったのか、そのことを簡単に検証してみたいと思います。それを通して日本の近代新聞ジャーナリズムの特質を発見することができると考えるからであります。

まず第一の言論・出版の自由の原理とその制度的確立という条件ですが、この条件は近代ジャーナリズムが成立するための条件の中でひときわ重要な条件、私はこれを必要条件と考えております。必要条件と十分条件を分ければ、これは必要条件だ。そういう意味において他の条件の中でも基礎的な、基本的な条件だと考えるわけです。

そのような意味の言論・出版の自由の原理、あるいはその制度的保証の確立は日本ではどうであったのかというと、ひと言

でいえばきわめて不完全であったということになります。

明治の初め、一八六九年（明治二年）に新聞に関する最初の法律ができます。それは新聞紙印行条例という法律ですが、これは二つの特徴を持っていて、一つは発行許可制度、もう一つは検閲制度を定めていたということです。このような制度のもとに明治の新聞がスタートし始めるわけです。このような発行許可制度と検閲制度というのは大体一六世紀から一七世紀の絶対王政期のヨーロッパに共通に見られた、あるいは支配的に見られた新聞、出版の規制制度の特徴でありました。

そのうちの発行許可制度というのは、日本では一八八七年に届出制度に変わりますが、しかし検閲制度は残りました。そしてやがて帝国憲法が公布されて、この帝国憲法の二九条に「日本臣民は法律の範囲内において言論・出版の自由を有す」という規定が置かれました。しかし、その自由は名ばかりのものであった。近代国家という形をとった国では異例なほど厳しい制約、規制のもとでの限定的な自由でしかなかったわけです。

一九〇九年（明治四二年）に新聞紙法という法律ができます。この新聞紙法は、一九四五年まで有効であった日本の新聞・言論規制の基本法であります。内務大臣に認められた発売禁止という行政処分権が規定されておりました。この発売禁止の行政処分権は検閲制度と連動することによって新聞の言論報道活動を萎縮させる役割を演じたものでした。

それに加えて、この発売禁止の行政処分を補完する便宜的な

処分として、記事差し止め処分というのがありました。法律的に見てもこの記事差し止め処分というのはほとんど合法的な根拠のない処分と見ることができるとはしましたが、これによつて例えば一九二八年の張作霖爆死の真相など国民に報道されるべき幾多の事実が闇から闇に葬り去られました。そして、われわれに知らされなかつたそれらの多くの事実が一九四五年の敗戦後にやっと明るみに出しました。

いまは法律的な規制の簡単な歴史を回顧してみただけですが、それからも明らかなように、日本の近代ジャーナリズムが成立する必要条件といふべき言論・出版の自由の原理とその制度的確立は、全く不完全なものであり、その意味においてきわめて重大な欠陥と歪みを持つていたといえると思います。

第二番目の条件は、先ほども申しましたように、企業的基盤の確立です。この企業的基盤の確立は、日本の新聞の場合は、幾つかの条件の中でも最後に申し上げた読者層の形成と併せて比較的早く整備された条件といふことができると思います。これは日本の資本主義的な市場経済がご承知のように急速に進展していった結果であり、その中から新聞にとつて重要な収入源である広告収入が担保されたといふことです。そのことによつて新聞の財政的な基盤は比較的早く整えられていったと見ることができます。しかし、この企業的基盤の確立は、新聞が独立した立場から言論報道を行うための条件で、単に営利的な企業として確立するということではないのはいうまでもありません。

ジョセフ彦一〇〇年祭記念講演（内川芳美・近盛晴嘉）

また、このような企業的な基盤の確立という点で日本の場合に特徴的なことを付言しておきますと、明治の初めには政論新聞、あるいは大新聞と呼ばれたタイプの新聞と小新聞と呼ばれた二種類の新聞のタイプがありました。しかし、大体明治二〇年代、一八九〇年代から一九〇〇年代にかけて展開された大新聞の脱政治化とそれに続く大新聞と小新聞という二つのタイプの新聞の接近統合化によつて、報道中心の総合型の大衆新聞に形態転化を遂げるわけです。日本の新聞はそういう意味で大新聞の特徴と小新聞の特徴を両方兼ね備えた形の独特な総合型の新聞に発展していったわけですが、これが戸別配達制度と相まって、独特な固定購読型の「家庭」向け大衆新聞の発展普及を促し、同時にそのことが広告媒体機能を高め、新聞の企業的基盤を強化するのに大きく役に立ったのであります。

第三は、近代ジャーナリズムの基本的なスタンスとしての独立性（インディペンデンシー）の確立です。あらゆる外部勢力や権威から独立して自由な言論報道活動を行う姿勢の確立といふことです。これと関係の深い概念として不偏不党（インパーシャリティー）があります。ヨーロッパ、あるいはアメリカにおけるインパーシャリティーというのは基本的には政党との関係を核とする概念です。初期近代新聞の特徴であつた政党新聞の脱政党化のプロセスと共に形成されたもので、その意味のインパーシャリティーは、ジャーナリズムの独立性（インディペンデンシー）ということの一面でもあるわけです。

日本の場合には、先ほどの一九〇〇年代以降の総合型の大衆新聞への形態転化と大体並行して従来の政論新聞が不偏不党を標榜するわけです。もともと、中央の新聞と地方の新聞とでは若干時期的なずれがあつて、地方の新聞は昭和初期まで政党との關係を引きずつたままいきますけれども、いずれにしろ、日本でも日本なりの不偏不党性が形成されていきます。ただ問題は、それはきわめてネガティブ、消極的なもの、あるいは形式的なものにとどまつた。その点を含めて、新聞の独立性はきわめて弱いものにすぎなかつたといわざるを得ないと思います。

四番目の近代新聞ジャーナリズムの成立に必要な条件として、客観主義の原則があります。つまり社会の現象に対して一定の距離をおく、そして対象を客観的に認識し、報道し、論評するということが、客観主義の原則であります。いうところの客観報道もこのことと無縁ではありません。

ただ、いわゆる客観報道というのは、そもそも歴史的にはアメリカの通信社で一九世紀の後半に生まれたニュース報道のスタイルであります。ニュースを売る通信社がお得意さんとして持つている新聞には、いろいろな立場がありますから、ニュースをお得意さんに売る、知らせる場合には、お得意さんの立場に合うものでなければいけない、少なくとも邪魔になるようなものでは困るわけです。そこで、できるだけニュートラルな事実報道的な表現にしたものを通信社ニュースとして提供するという消極的、ネガティブな報道スタイルのパターンができて上つ

たのです。歴史的なオリジンはそうでした。

しかし、一九世紀の終わりから二〇世紀の初頭にかけて、先ほど申しましたように、ヨーロッパ、アメリカでようやく成熟してきた近代ジャーナリズムの考え方のもとは、当初のニュースのスタイルとしての客観報道とは違つた、ここでいう客観主義的な言論報道のあり方が、近代新聞ジャーナリズムにとって不可欠な、積極的の意味をもつた原則だといふふうに考えられていったわけです。

この考え方は、常に現象や対象から距離をおくことによつて自己を相対化する。そしてジャーナリズムとしての独自の立場、視座に立つ、そういう判断原則を要請するものでした。

このような意味における客観主義の原則は、日本のジャーナリズムで確立されたかといえますと、残念ながらこの点に大きな欠陥があつたといわざるを得ません。

第一の欠陥は、やはり天皇及び天皇制というタブーの存在であつたといふことができます。このことによつて客観主義を貫徹することがきわめて困難であつた。

たとえば美濃部達吉さんが憲法学で主張したような天皇機関説は、帝国憲法のもとにおけるぎりぎりの合理主義的な解釈として生まれた天皇制に関する憲法解釈であつたと思いますが、せめてその線まで客観的視点を追求することができていたならば、日本の新聞ジャーナリズムはもつと違つていたであらうでしょう。

もう一つの欠陥は偏狭なナショナリズム（国家主義）。その一つの具体的な発現は対外戦争に対する考え方です。たとえば日本の明治初期の自由民権運動で活躍した思想家はたくさんいますが、その人たちも、不思議なことに国内では自由民権を主張しながら、いったん対外問題になるときわめて排外主義的、膨張主義的、侵略主義的な主張をする、そういう考え方がある。当時の自由民権運動家の特徴でした。もちろん人によってデコボコはありますが、新聞もそうでした。対外問題や戦争ということがになると全く別人格になって声高に大衆を煽るような面が新聞にはありました。

そして対象、あるいは問題といわば情緒的に同一化し、そういう意味で自己の相対化に結局失敗したわけです。

たとえば、大正デモクラシーの時代に、一九一五年に、これこそその後の日中関係の歴史的悲劇のもとになったものと専門家からは考えられている対支二一カ条要求というのがあります。日本が中国に対して中国側には屈辱的な二一カ条の要求を突きつけた。これは第一次世界大戦で列強の関心がヨーロッパに集中しているその隙をねらったような、要求の突きつけ方であったといっても言い過ぎではない。この対支二一カ条要求を当時の新聞で批判したものは、ただの一紙ありません。むしろそれは当然だというふうに見ていたといわざるを得ないのであります。

一九三一年に、満州事変が起りました。日本が満州に持つ

ている権益を中国軍が侵害した、したがって満州における軍事行動は日本の自衛行動だというシナリオを関東軍は書いたわけです。新聞はこのシナリオに自己を同一化させた。このスタンスが決まれば、あとは軍部の後をただ追隨していくだけのことになったとしても、それは当然のことで、むしろお先棒を担いで満蒙生命線を守れということで国民を戦争に駆り立てるような新聞をつくることになったことも否定できないところであります。

満州事変の半年後、日本は満州国という傀儡国家をつくった。これを既成事実にして、日本の満州における軍事行動に対する国際連盟の批判をかわそうとしたわけです。国際連盟からはリットン使節団という現地調査団が日本と満州にやってきました。このリットン使節団の報告書にもとづいて行われる国際連盟の審議を牽制するために、一九三二年（昭和七年）十二月に全国百二十三の新聞通信社が発表した共同宣言があります。

この中に何が書いてあるかというと、「いやしくも満州国の厳然たる存立を危うくするがごとき解決案は、いかなる事情、いかなる背景によつて提起されるを問わず、断じて受諾するものにあらざることを、日本言論機関の名において明確に声明するものである」とのべている。これではもう対満政策への批判は行われ得ない。

この一、二の例で明らかのように、日本の新聞ジャーナリズムは偏狭で攻撃的なナショナリズムにとらわれていた。その意

味において新聞は対外戦争問題では自己を状況から相対化する
ことはできなかった。逆に情動的に状況に自己を同一化させて
いった。そこには対象から距離をおくジャーナリズムとしての
独自のスタンスというものは無い。むしろ一緒に戦争を遂行す
る戦士として行動したということができると思います。

第五の条件は、ジャーナリズムの公共性の高い専門的な職業
としての職業意識の確立であります。ジャーナリズムという仕
事が非常に公共的な性格の強い仕事だということは、ジャーナ
リズムの展開とともに次第に人々からも承認されるようになって
いきます。それは、近代社会、現代社会の展開とともに
ニュースや情報が必要のファクターであり、その社会が民主的
に動いていく、運営されていくことをチェックするウォッチ
ドッグとしてもジャーナリズムが必要だと、そういう考え方が
次第に社会の中に成熟していくわけです。同時に、そういう公
共性の高い仕事をしているジャーナリストの職業意識、そして
そのような職業に必要な倫理観念が生まれていくわけです。

たとえばイギリスでは一八八〇年、インスティテュート・オ
ブ・ジャーナリスト、英国新聞記者協会という組織がロイヤル
チャーター（国王特許状）によって成立しております。ま
して、ジャーナリストが特別な公共的な職業だということが社会的に
確認される契機となっております。また、アメリカでは一九〇
八年にミズーリ大学に初めて新聞学院（スクール・オブ・
ジャーナリズム）ができます。大学にジャーナリズム教育や研

究機関ができたということは、ジャーナリズムという仕事が公
共的な仕事だという意識が社会的に成立していることの具体的
な現れです。一九二二年にはピューリッツァー賞で知られる十九
世紀末のアメリカの著名な新聞発行者ピューリッツァーの寄付し
た遺産をもとにしてコロンビア大学にも新聞学院ができていま
す。また、アメリカ新聞編集者協会という全国的な団体が一九
二三年に「新聞倫理綱領」を制定し、ジャーナリズムのあり方
を自ら戒めております。

マックス・ウェーバーというドイツの著名な社会学者がいま
すが、彼は一九一〇年第一回ドイツ社会学会で新聞をテーマに
特別講演を行った。この講演の中で新聞の社会学的な研究が必
要だということを力説いたしました。

一九二〇年に彼は「職業としての政治」という名著を書いて
おりますが、この中でジャーナリスト、ジャーナリズムについ
て数ページを割いていることはよく知られているところです。
その中で彼はジャーナリストの仕事というのは大学の学者の仕
事と同じだ、あるいはそれ以上に大事かも知れないと書いて
おります。

これらの事例は、欧米の近代ジャーナリズムにおける公共性
の高い専門的職業としての職業意識の社会的な確立を物語る指
標といえるものであります。

日本ではどうであったか。確かに明治期に社会の指導者を意
味する「木鐸げくたく」という中国生れの言葉があった。新聞や記者と

いう仕事に対する自負や誇りを示す言葉で、その意味で、職業の公共性の認識に通じることは否めない。しかし、ここでのべているような新聞ジャーナリズムの公共的で専門性の高い職業としての職業意識とは、距離がある。一九二九年に、東大に新聞研究室というのができました。小野秀雄先生がその指導者です。今日振り返ってみますと、この研究室ができたということの歴史的意思是決して小さくはないが、ごくささやかなものでした。また、戦前には倫理綱領もなかった。

そのような意味において、ジャーナリズムの公共的で専門性の高い職業としての職業意識の確立、あるいは職業倫理の確立というものは日本ではきわめて弱かったといわざるを得ない。

最後の、一定規模の読者層の形成、あるいは成立という条件は、日本では世界に類例のない学校教育制度の拡充によって、国民レベルでのリテラシーの急速な向上、普及というものがあつたことをご承知のとおりですが、これが日本の総合型大衆新聞読者層の急速な形成を助けた大きな要因として働いた。その意味で、この第六の条件は、日本ではそれなりに充足されていたとみることができると思われます。

このように見てきますと、近代日本の新聞ジャーナリズムは、理念型としての近代ジャーナリズムの成立条件に照らしてみますと、企業的な基盤と読者層の形成を別にすれば、最初の言論・出版の自由の原理とその制度的保証を始めとして、三番目の新聞の基本的スタンスとしての独立性の確立、四番目の客観

主義の確立、そして五番目の公共的で専門性の高い職業としての職業意識の確立といった条件の充足では、極めて不完全か、極めていびつなものでしかなかったといわざるを得ません。

さて、これらの諸条件は、戦後どのようになったか。満たされたのか、あるいは新たな変化が生じたのか。それを検証することが、すなわち、現代日本の新聞ジャーナリズムの特徴を明らかにすることに通じると思いますが、それは別の機会に譲ることにします。

ところで、彦は一八六四年に『海外新聞』という新聞紙を創刊した日本のジャーナリズムのパイオニアであり、きょうはその没後一〇〇年ということですが、彼は、近代日本の新聞ジャーナリズムを、そしてまた現代日本の新聞ジャーナリズムの姿をどう見ているのでありましょうか。この後、皆さんご期待の近盛さんから彦研究六〇年のお話を皆さんと一緒に承りたいと思っております。ご静聴ありがとうございます。(拍手) 司会

ありがとうございます。

それでは、これから五分間ほど休憩をさせていただきます。会場にジョセフ彦関係の資料が展示されてございますので、ぜひご覧ください。